



## 一、最新中国法令

- [中国人民银行等五部门关于金融领域在有条件的自由贸易试验区（港）试点对接国际高标准推进制度型开放的意见](#)

【发布单位】中国人民银行、商务部、金融监管总局、中国证监会、国家外汇局

【发布日期】2025-01-22

【内容提要】该意见提出六方面共计 20 条措施，在上海、广东、天津、福建、北京自由贸易试验区和海南自由贸易港等地区，以及横琴粤澳深度合作区、前海深港现代服务业合作区、广州南沙等面向港澳开放的重要合作平台先行先试。包括：

便利外国投资者投资相关的转移汇入汇出
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 允许试点地区真实合规的、与外国投资者投资相关的所有转移可自由汇入、汇出且无迟延。此类转移包括：<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 资本出资；</li><li>➢ 利润、股息、利息、资本收益、特许权使用费、管理费、技术指导费和其他费用；</li><li>➢ 全部或部分出售投资所得、全部或部分清算投资所得；</li><li>➢ 根据包括贷款协议在内的合同所支付的款项；</li><li>➢ 依法获得的补偿或赔偿；</li><li>➢ 因争议解决产生的款项。</li></ul></li><li>▪ 持续提升试点地区外商投资全流程交易便利性。</li><li>▪ 支持试点地区将更多符合条件的外商投资企业纳入贸易投资便利化试点政策覆盖范围，提升外商投资企业结算便利化水平。</li></ul>
其他
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 允许外资金融机构开展与中资金融机构同类新金融服务；</li><li>▪ 120 天内就金融机构开展相关服务的申请作出决定；</li><li>▪ 支持依法跨境购买一定种类的境外金融服务；</li><li>▪ 完善金融数据跨境流动安排。</li></ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5574286/index.html>

## 一、最新中国法令

- [条件が整った自由貿易試験区（港）における金融分野の制度型開放を国際的高水準に適合させ推進する試験的試みに関する中国人民銀行など 5 部門による意見](#)

【発布機関】中国人民銀行、商務部、金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会、国家外貨局

【発布日】2025-01-22

【概要】本意見は、6 つの方面から計 20 項目の措置を打ち出し、上海、広東、天津、福建、北京自由貿易試験区と海南自由貿易港などの地域、及び横琴広東マカオ戦略提携区、前海深港現代サービス業提携区、廣州南沙などの香港・マカオ向けに開放する重要な提携プラットフォームにおいて先行して試行する。具体的には以下のものが含まれる。

外国投資者の投資に関する移転送金の利便化
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 試行地域において真実で適法な外国投資者の投資に関するすべての移転は、自由に送金でき、かつ遅延が生じないことを許可する。このような移転には、次のものが含まれる。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 資本出資。</li><li>➢ 利益、配当金、利息、資本収益、ロイヤリティ、管理費、技術指導費及びその他の費用。</li><li>➢ 投資益の全部又は一部の売却、投資益の全部又は一部の清算。</li><li>➢ 貸付契約を含む契約に基づいて支払った金銭。</li><li>➢ 法により得られた補償又は賠償。</li><li>➢ 紛争解決により発生した金銭。</li></ul></li><li>▪ 試行地域における外商投資の全プロセス取引の利便性を持続的に向上させる。</li><li>▪ 試行地域が条件を満たすより多くの外商投資企業を貿易投資便利化試行政策の網羅範囲に組み入れることを支持し、外商投資企業の決済利便化水準を向上させる。</li></ul>
その他
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 外資金融機関が中国資本の金融機関と同類の新しい金融サービスを実施することを認める。</li><li>▪ 120 日以内に金融機関の関連サービスの実施申告について決定を下す。</li><li>▪ 法に依拠し特定種類の海外金融サービスを越境購入することを支持する。</li><li>▪ 金融データの越境流動手配を改善する。</li></ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5574286/index.html>

● [国家市场监督管理总局办公厅关于印发《2025年全国广告监管工作要点》的通知](#)

【发布单位】国家市场监督管理总局办公厅

【发布日期】2025-01-24

【内容提要】该通知提出：

- 将研究出台医疗广告监管指引文件，支持长三角等地区开展医疗器械广告跨区域审查工作试点，探索推进“三品一械”（药品、医疗器械、保健食品及特殊医学用途配方食品）广告审查分类管理制度；
- 加大医疗、药品、保健食品、特殊医学用途配方食品、医疗器械、金融、教育培训等重点领域广告监管工作力度。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/gqjqs/art/2025/art\\_11c44ecf6b8c44e4a7a76dbf46090c54.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/gqjqs/art/2025/art_11c44ecf6b8c44e4a7a76dbf46090c54.html)

● [国务院反垄断反不正当竞争委员会关于药品领域的反垄断指南](#)

【发布单位】国务院反垄断反不正当竞争委员会

【发布日期】2025-01-24

【内容提要】该指南针对药品领域突出垄断问题，进一步细化垄断行为在药品领域的行为表现、完善药品领域滥用市场支配地位行为认定规则、完善药品领域滥用市场支配地位行为认定规则、总结药品领域公平竞争审查重点和滥用行政权力排除/限制竞争特点、阐明药品领域垄断行为的法律责任适用。

【法令全文】请点击以下网址查看：

国务院反垄断反不正当竞争委员会关于药品领域的反垄断指南

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldzfy/art/2025/art\\_4f615267290d443f9b4e571774ed3d2a.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldzfy/art/2025/art_4f615267290d443f9b4e571774ed3d2a.html)

官方解读

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/xwxc/art/2025/art\\_683fdb0f0a7e434aab0b1708f9079422.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/xwxc/art/2025/art_683fdb0f0a7e434aab0b1708f9079422.html)

● [浙江省人力资源和社会保障厅等三部门关于2025年企业职工基本养老保险费申报缴纳的通告](#)

【发布单位】浙江省人力资源和社会保障厅、国家税务总局浙江省税务局、国家税务总局宁波市税务局

【发布日期】2025-01-21

【内容提要】自2025年01月（费款所属期）起，

● [「2025年全国广告监督管理业务要点」の通達に関する国家市场监督管理总局办公厅による通知](#)

【発布機関】国家市场监督管理总局办公厅

【発布日】2025-01-24

【概要】本通知は、以下の通り打ち出している。

- 医療広告における監督管理ガイドライン文書を研究し、公布し、長江デルタなどの地域において医療機器広告の地域の枠を超えた審査作業の試行を支持し、「三品一機」（薬品、医療機器、保健食品及び特別医療目的用食品）に関する広告審査分類管理制度の推進を模索する。
- 医療、薬品、保健食品、特別医療目的用食品、医療機器、金融、教育訓練などの重点分野の広告監督管理に力を入れる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/gqjqs/art/2025/art\\_11c44ecf6b8c44e4a7a76dbf46090c54.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/gqjqs/art/2025/art_11c44ecf6b8c44e4a7a76dbf46090c54.html)

● [國務院独占禁止・不正競争禁止委員會の藥品分野に関する独占禁止ガイドライン](#)

【発布機関】國務院独占禁止・不正競争禁止委員會

【発布日】2025-01-24

【概要】本ガイドラインは、薬品分野における突出した独占問題に対して、薬品分野における独占行為の行為表現をさらに詳細化し、薬品分野における市場支配的地位の濫用行為の認定規則を整備し、薬品分野における公平な競争審査の重点ポイントと行政権力の濫用による競争排除・制限の特徴をまとめ、薬品分野における独占行為の法的責任の適用を説明するものである。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

國務院独占禁止・不正競争禁止委員會の藥品分野に関する独占禁止ガイドライン

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldzfy/art/2025/art\\_4f615267290d443f9b4e571774ed3d2a.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldzfy/art/2025/art_4f615267290d443f9b4e571774ed3d2a.html)

公式解説

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/xwxc/art/2025/art\\_683fdb0f0a7e434aab0b1708f9079422.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/xwxc/art/2025/art_683fdb0f0a7e434aab0b1708f9079422.html)

● [2025年企業従業員基本養老保険費の申告納付に関する浙江省人的資源社会保障庁など3部門による通告](#)

【発布機関】浙江省人的資源社会保障庁、国家稅務總局浙江省稅務局、国家稅務總局寧波市稅務局

【発布日】2025-01-21

【概要】2025年1月（料金の所属期間）から、浙

浙江省参保用人单位的缴费比例调整至 16%。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[https://rlsbt.zj.gov.cn/art/2025/1/21/art\\_1229116948\\_58940601.html](https://rlsbt.zj.gov.cn/art/2025/1/21/art_1229116948_58940601.html)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、最新资讯

- [国家市场监督管理总局就《网络交易合规数据报送管理暂行办法》公开征求意见](#)

日前，国家市场监督管理总局研究形成《[网络交易合规数据报送管理暂行办法（征求意见稿）](#)》，现向社会公开征求意见（截止日期为 2025 年 02 月 23 日）。

该征求意见稿主要规定了网络交易合规数据报送范围、报送时限、报送层级，网络交易合规数据利用和管理等内容。

- 网络交易合规数据是指网络交易平台经营者依法向市场监管部门提供的，产生于中国境内的网络交易经营者身份信息、违法行为线索数据、行政执法协查数据、特定商品或者服务交易数据等网络交易监管相关数据；
- 市场监管部门可以要求网络交易平台经营者更正、补充错误数据；
- 国家市场监督管理总局可以将网络交易经营者身份信息、违法行为线索数据、行政执法协查数据访问权限向网络交易经营者所在地县级以上市场监管部门开放。

（里兆律师事务所 2025 年 01 月 25 日编写）

## 三、里兆解读

江省における保険を加入した使用者の納付割合は 16%に調整される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[https://rlsbt.zj.gov.cn/art/2025/1/21/art\\_1229116948\\_58940601.html](https://rlsbt.zj.gov.cn/art/2025/1/21/art_1229116948_58940601.html)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、新着情報

- [国家市場監督管理総局が、「ネットワーク取引コンプライアンスデータ報告管理暫定弁法」についてパブリックコメントを募集している](#)

先頃、国家市場監督管理総局は「[ネットワーク取引コンプライアンスデータ報告管理暫定弁法（意見募集稿）](#)」を研究のうえ形成し、パブリックコメントを募集している（締切日は 2025 年 2 月 23 日である）。

本意見募集稿では、主にネットワーク取引コンプライアンスデータの報告範囲、報告期限、報告レベル、ネットワーク取引コンプライアンスデータの利用と管理などの内容を定めている。

- ネットワーク取引コンプライアンスデータとは、ネットワーク取引プラットフォーム事業者が法に依拠して市場監督管理部門に提供した、中国国内で発生したネットワーク取引事業者の身元情報、違法行為の手がかりに関するデータ、行政法執行調査協力データ、特定商品又はサービスの取引データなどのネットワーク取引監督管理に関するデータである。
- 市場監督管理部門は、ネットワーク取引プラットフォーム事業者に対し、誤ったデータの訂正、補充を求めることができる。
- 国家市場監督管理総局は、ネットワーク取引事業者の身元情報、違法行為の手がかりに関するデータ、行政法執行調査協力データへのアクセス権限を、ネットワーク取引事業者の所在地における県級以上の市場監督管理部門に付与することができる。

（里兆法律事務所が 2025 年 1 月 25 日付で作成）

## 三、里兆解説



● 外国仲裁裁判在中國境內承認和執行的實務要點簡析

隨着中國深度融入經濟全球化以及“一帶一路”建設的蓬勃發展，外國仲裁裁判在中國境內承認和執行的案件逐年增加。然而，關於外國仲裁裁判在中國境內應當如何承認和執行，作為依據的法律規定還較為原則化，各地司法實踐也存在較大的差異，給外國仲裁裁判在中國境內的有效執行造成了諸多困擾。本文結合律師近期為客戶辦理的該類案件的經驗，對外國仲裁裁判在中國境內承認和執行的實務要點進行簡要總結分析。

一、外國仲裁裁判在中國境內承認和執行的法律依據

《民事訴訟法》(2024年01月01日實施)(簡稱“《民訴法》”)第304條規定：“在中華人民共和國領域外作出的發生法律效力的仲裁裁判，需要人民法院承認和執行的，當事人可以直接或向被執行人住所地或者其財產所在地的中級人民法院申請。……人民法院應當依照中華人民共和國締結或者參加的國際條約，或者按照互惠原則辦理。”<sup>1</sup>該條是外國仲裁裁判可以在中國境內承認和執行的主要法律依據，闡明了該類案件的管轄法院以及審理依據，但審理依據的部分僅有原則性規定。

司法實踐中，通常以《承認及執行外國仲裁裁判公約》(簡稱“《紐約公約》”)作為外國仲裁裁判在中國境內承認和執行案件的審理依據。《紐約公約》於1987年04月22日對中國生效，迄今為止，締約國已超過170個<sup>2</sup>，由此得以在中國的司法實踐中廣泛應用。

雖然如此，根據最高人民法院《關於執行我國加入的〈承認及執行外國仲裁裁判公約〉的通知》，中國僅對按照中國法律屬於契約性和非契約性商事法律關係<sup>3</sup>所引起的爭議適用《紐約公約》。對於不

● 外國仲裁判斷の中國國內での承認と執行に関する實務上の要求を考察する

中國が經濟のグローバル化の進展に深く溶け込み、「一帶一路」構想の勢いある發展に伴い、外國仲裁判斷の中國國內での承認および執行案件が年々増加している。その一方で、外國仲裁判斷を中國國內でどのように承認し執行すべきかについては、根拠となる法律規定はまだ原則的なものにとどまっており、各地域ごとの司法の實務運用上も大きな開きがあり、外國仲裁判斷が中國國內で効果的に執行されるうえで多くの困惑が生じている。本文では、筆者が直近に処理したこの種の案件の経験を踏まえ、外國仲裁判斷の中國國內における承認と執行の實務的なポイントを簡潔に整理し、分析する。

一、外國仲裁判斷を中國國內で承認し執行するうえでの法律依據

「民事訴訟法」(2024年1月1日施行)(以下「民訴法」という)第304条では、「中華人民共和國領域外で作成され、法的効力を有する仲裁判斷について、人民法院での承認および執行が必要な場合、当事者は執行対象者の住所地もしくはその財産所在地の中級人民法院に直接申立てることができる。……人民法院は、中華人民共和國が締結または加盟している國際條約、もしくは互惠原則に基づき処理しなければならない。」<sup>1</sup>と定めている。本条は、外國仲裁判斷を中國國內で承認し執行できるとする主な法律依據であり、当該案件の管轄法院及び審理の根拠を明らかにしているが、審理の根拠の部分には原則的な規定があるに過ぎない。

司法の實務運用上は、通常、「外國仲裁判斷の承認及び執行に関する條約」(以下「ニューヨーク條約」という)が、外國仲裁判斷を中國國內で承認と執行する際の審理の根拠とされている。「ニューヨーク條約」は1987年4月22日に中國で発効し、現在までに加盟国はすでに170を超えていることから<sup>2</sup>、本條約が中國の司法の實務運用上、広く応用されている。

それにもかかわらず、最高人民法院の「我が国が加盟した『外國仲裁判斷の承認及び執行に関する條約』の執行に関する通知」によれば、中國では、中國法に基づき契約性及び非契約性の商事法律關係<sup>3</sup>から生じた紛

<sup>1</sup> 該条并非2024年01月01日生效的《民訴法》的首創。早在1991年04月09日生效的《民訴法》中，就有类似条文。即：外國仲裁裁判可以在中國境內申請承認和執行，早在1991年即具有法律依據。

<sup>2</sup> 本条是、2024年1月1日に施行された「民訴法」において初めて設けられたものではなく、1991年4月9日に施行された「民訴法」にも類似の規定が存在している。つまり、外國仲裁判斷が中國國內で承認と執行できることについては、早くは1991年からすでに法的根拠が存在していた。

<sup>3</sup> 《紐約公約》締約国名单可参见 <https://www.newyorkconvention.org/list-of-contracting-states>。

<sup>2</sup> 「ニューヨーク條約」加盟国リストは下記 URL を参照。 <https://www.newyorkconvention.org/list-of-contracting-states>。

<sup>3</sup> 中國所謂“契約性和非契約性商事法律關係”，是指由于合同、侵权或者根据有关法律規定而产生的經濟上的權利義務關係，但不包括外國投資者與東道國政府之間的爭端。

<sup>3</sup> 中國における「契約性及び非契約性商事法律關係」とは、契約、權利侵害、又は関連する法律規定に基づいて生じた經濟的な權利義務關係を指すが、外國投資家と投資受入国政府との紛争は含まれない。

属于上述范畴的争议，仅可按照互惠原则办理。

## 二、承认和执行外国仲裁裁决案件的裁审流程

外国仲裁裁决的申请承认和申请执行是两项独立的法律程序，申请执行外国仲裁裁决以该外国仲裁裁决已获得承认为前提。因此，理论上，应先申请承认再申请执行。司法实践中，为提高案件审理效率，通常会将申请承认和申请执行进行并案审理，申请人仅提交一次申请，在申请书中载明“申请承认和执行”即可<sup>4</sup>。申请承认和执行外国仲裁裁决的裁审基本流程见附件 1。

结合最高人民法院针对《民事诉讼法》的相关司法解释、《关于人民法院处理与涉外仲裁及外国仲裁事项有关问题的通知》（2008 修订）、《关于仲裁司法审查案件报核问题的有关规定》（2021 修订）等相关法律规定、司法文件，在上述裁审流程中：

1. 申请人无论是中国境内主体还是中国境外主体，均可在中国境内申请仲裁裁决的承认和执行。
2. 境外常设仲裁机关（机构）、临时仲裁庭作出的发生法律效力仲裁裁决，均可在中国境内申请仲裁裁决的承认和执行。
3. 申请承认和执行外国仲裁裁决的期间为诉讼时效，适用法律有关诉讼时效中止、中断的规定。
4. 对于法院做出的承认和执行或不予承认和执行外国仲裁裁决的裁定，中国法律未设置上诉程序。《民事诉讼法》规定了一次复议机会<sup>5</sup>，即当事人对裁定不服的，可以自裁定送达之日起十日内向上一级人民法院申请复议。但在实务中，对于“不予承认和执行外国仲裁裁决”的裁定，由于已通过

争に対してのみ、「ニューヨーク条約」を適用するとしている。これらの範疇に該当しない紛争については、互惠の原則に基づいて処理するしかない。

## 二、外国仲裁判断の承認と執行に関する案件の裁判・審理手続き

外国仲裁判断の承認申立と執行申立は、独立した 2 つの法律手続きであり、外国仲裁判断の執行を申し立てるには、当該外国仲裁判断が既に承認を得ていることが前提となる。このため、理論上はまず承認を申し立て、その後執行を申し立てなければならない。司法の実務においては、案件審理の効率を上げるため、通常は承認の申立と執行の申立を併せて審理することになり、申立人は申し立てを 1 回行うだけで、申立書に「承認と執行を申し立てる」と明記すればよい<sup>4</sup>。外国仲裁判断の承認と執行の裁判・審理手続きの基本的な流れについては、別紙 1 を参照いただきたい。

最高人民法院による「民訴法」についての関係する司法解釈、「人民法院が涉外仲裁および外国仲裁事項を処理することに関する通知」（2008 年改正）、「仲裁司法審査案件の報告審査問題に関する規定」（2021 年改正）などの関連法律規定、司法文書を踏まえると、上記の裁判・審理手続きにおいては以下のとおりとなる。

1. 申立人は、中国国内の主体であっても中国国外の主体であっても、中国国内で仲裁判断の承認と執行を申し立てることができる。
2. 国外の常設仲裁機関（機構）、臨時仲裁廷が下した法的効力の生じる仲裁判断は、いずれも中国国内で承認と執行を申し立てることができる。
3. 外国仲裁判断の承認と執行の申立期間は、訴訟時効に該当し、法律に定めた訴訟時効の中止、中断に関する規定が適用される。
4. 裁判所が下した外国仲裁判断を承認し、執行する裁定、または承認と執行を拒否する裁定に対して、中国法では上訴手続きが設けられていない。「民訴法」では、一回の再議の機会<sup>5</sup>が定められており、当事者が裁定を不服とする場合、裁定の送達日から 10 日以内に上級人民法院に再議を申し立てることができる。しかし、実務においては、「外

<sup>4</sup> 承認と執行を併せて審理するは、司法審査の手続きのステップを減らし、司法コストを節約するうえでは有益だが、司法実務上は、法院の審判法廷と執行法廷との間で執行に関する争いが生じやすく、外国仲裁判断の実際の執行に困難をもたらすことがある。このような案件を処理する実務においては、事前に案件の論証をしっかりと行い、裁判官との必要な意思疎通を行うことが不可欠である。

<sup>5</sup> 《民訴法》第二百零三条、当事人对承认和执行或者不予承认和执行的裁定不服的，可以自裁定送达之日起十日内向上一级人民法院申请复议。

<sup>6</sup> 「民訴法」第二百零三条、当事者が承認と執行の裁定、又は承認と執行を拒否する裁定を認めない場合、裁定の送達日から 10 日以内に上級人民法院に再議を申し立てることができる。

“报核制度”经高院复函，改变裁定结果的可能性较低。

### 三、不予承认和执行外国仲裁裁决的 7 种情形

依据《纽约公约》第五条的相关规定，法院经审查认为存在以下 5 种情况之一的，将不予承认和执行该外国仲裁裁决：

1. 无有效的仲裁协议：依据仲裁协议当事人适用的法律规定，该当事人不具备相应的民事行为能力；该仲裁协议按照其所依据的准据法<sup>6</sup>之规定而无效；该仲裁协议未明确准据法的，依据裁决所在地法律而认定无效的。
2. 仲裁程序中未进行适当通知或因其他原因导致一方当事人未能申辩。
3. 构成超载。
4. 仲裁程序违反约定的仲裁规则，或违反仲裁地法律。
5. 仲裁裁决不具有终局性：该裁决对各方当事人不具有约束力；该裁决被其作出地或制定该裁决所依据的准据法的国家主管机关撤销或停止执行的。

上述 5 种情形需经被申请人提出申请方可由法院进行审查。除此之外，法院对以下 2 种情况具有主动审查义务，经审查认为任一情形成立的，将不予承认和执行该外国仲裁裁决：

1. 依据中国法律，争议事项不得仲裁的<sup>7</sup>；
2. 承认或执行该外国仲裁裁决违背中国公共政策的<sup>8</sup>。

<sup>6</sup> 《第二次全国涉外商事审判工作会议纪要》

58.当事人在合同中约定的适用于解决合同争议的准据法，不能用来确定涉外仲裁条款的效力。当事人在合同中明确约定了仲裁条款效力的准据法的，应当适用当事人明确约定的法律；未约定仲裁条款效力的准据法但约定了仲裁地的，应当适用仲裁地国家或者地区的法律。只有在当事人未约定仲裁条款效力的准据法亦未约定仲裁地或者仲裁地约定不明的情况下，才能适用法院地法即中国法律作为确认仲裁条款效力的准据法。

<sup>6</sup> 「第二回全国涉外商事海事審判業務會議記録」

58.当事者が契約で約定した契約の争いを解決するために適用する準拠法は、涉外仲裁条項の効力を決めることには使用できない。当事者が契約中で仲裁条項の効力に適用する準拠法を明確に約定している場合、当事者が明確に約定した準拠法を適用することになる。仲裁条項の効力に適用する準拠法を約定していないが、仲裁地を約定している場合は、仲裁地の国又は地域の法律を適用することになる。仲裁条項の効力に適用する準拠法を約定しておらず、且つ仲裁地も約定していない、又は約定不明の場合にのみ、法院所在地の法、即ち中国法を適用して仲裁条項の効力を確認する準拠法とすることができる。

<sup>7</sup> 如中国《仲裁法》第三条规定的不能仲裁的纠纷：婚姻、收养、监护、抚养、继承纠纷；依法应当由行政机关处理的行政争议。

<sup>7</sup> 例えば、中国の「仲裁法」第三条に規定された、仲裁ができない紛争は、婚姻、養子縁組、監護、扶養、相続に関する紛争、法律により行政機関が処理すべき行政紛争である。

<sup>8</sup> 关于“公共政策”的定义，最高院曾通过《复函》形式明确，只有在承认和执行外国商事仲裁裁决将导致违反中国法律基本原则、侵犯中国国家主权、危害国家及社会公共安全、违反善良风俗等危及中国根本社会公共利益情形的，才能援引公共政策事由予以拒绝承认和执行。

<sup>8</sup> 「公共政策」の定義について、最高人民法院はかつて「復函」の形式で明確にしており、外国商事仲裁判断を承認と執行すると、中国の基本的な法律原則に違反し、中国の国家主権を侵害し、国家および社会の公共安全に危害を加え、善良な風俗に反するなどの中国の根本的な社会公共利益に対して危害を引き起こす場合にのみ、公共政策を理由に承認と執行を拒否することができる。

国仲裁判断の承認と執行を拒否する」裁定については、「報告審査制度」を通して高级人民法院の回答を得ていることから、裁定結果が覆される可能性はかなり低い。

### 三、外国仲裁判断の承認と執行を拒否する 7 通りの状況

「ニューヨーク条約」第五条の關係規定に依拠し、法院は審査を経て以下の 5 通りのいずれかの状況が存在すると判断した場合、外国仲裁判断の承認と執行を拒否する。

1. 有効な仲裁の協議がなされていない場合。仲裁協議の当事者が適用する法律に基づき、その当事者が相応の民事行為能力を有していない場合。当該仲裁協議がその依拠となる準拠法<sup>6</sup>の規定により無効とされる場合。当該仲裁協議が準拠法を明確に定めておらず、判断所在地の法律に依拠して無効と認定される場合。
2. 仲裁手続きで適切な通知が行われておらず、又はその他の理由で一方の当事者が弁明を行わなかった場合。
3. 裁量権を超える場合。
4. 仲裁手続きが約定された仲裁規則に違反し、又は仲裁地の法律に違反する場合。
5. 仲裁判断が終局性をもたない場合。当該判断が各当事者に対し拘束力をもたない場合。当該判断がその作成地又は当該判断を下す際に依拠した準拠法を制定した国の主管機関によって取消され又は執行が停止された場合。

上述の 5 通りの状況については、被申立人からの申し入れがあった場合に限り、法院が審査を行うことができる。このほか、法院は以下の 2 通りの状況について自主的な審査義務を有しており、審査を経て、いずれかの状況が成立することが認められると、当該外国仲裁判断の承認と執行を拒否することになる。

1. 中国法に依拠し、係争事項が仲裁してはならないものである場合<sup>7</sup>。
2. 当該外国仲裁判断の承認又は執行が中国の公共政策に反する場合<sup>8</sup>。

法院对承认和执行外国仲裁裁决的审查为形式审查。庭审过程中，法院通常仅会对是否满足上述7种情形之一进行认定，而不会对作为外国仲裁裁决的审判标的本身重新进行事实和法律审查。因此，从被申请人角度看，不参与外国仲裁程序，并试图在承认和执行外国仲裁裁决程序过程中针对案件实体事项提出抗辩的策略是错误的。

#### 四、承认和执行外国仲裁裁决案件的申请材料要求

根据管辖法院的不同，承认和执行外国仲裁裁决的申请材料也会有一定差异。所需申请材料通常如下（以同时申请承认和执行为例）：

1. 申请承认和执行外国仲裁裁决申请书；
2. 外国仲裁机构的仲裁裁决正本或其正式副本；
3. 记载有仲裁条款的当事人双方之间的书面协定正本或正式副本；
4. 其他与案件有关的当事人双方之间的书面协定、合同约定、法律适用依据等；
5. 当事人身份证明文件；
6. 代理人授权文件。

上述相关申请材料，如为在中国领域外形成的，其在提交法院前均应经所在国（外国企业或者组织的设立登记地国，或是办理了营业登记手续的第三国）的公证机关公证。此前，除公证外，还需要经过中国驻该国使领馆认证，或者履行中国与该国所在国订立的有关条约中规定的证明手续。自2023年11月07日起，《取消外国公文书认证要求的公约》（简称“《公约》”）在中国生效，其他缔约国公文书送中国内地使用的，仅需办理《公约》规定的附加证明书（Apostille），无需办理该国和中国驻当地使领馆的领事认证。

（作者：里兆律师事务所 裴德宝、易志臻焱）

法院による外国仲裁判断の承認と執行についての審査は形式審査である。裁判・審査の手続きにおいて、法院は通常、前述の7通りの状況のいずれかに該当するかどうかを判断することにとどまり、外国仲裁判断そのものを対象として、事実と法律の審査を改めて行うことはない。そのため、被申立人の立場から見れば、外国仲裁手続きに関与せず、且つ外国仲裁判断の承認と執行手続きの過程で案件の実体的事項について抗弁を試みようとする戦略は誤りである。

#### 四、外国仲裁判断の承認と執行に関する案件の申立書類の要求

管轄法院ごとに、外国仲裁判断の承認と執行に関する申立書類にはある程度の違いがある。必要な申立書類は通常以下の通りである（承認と執行を同時に申立てるケースを例とする）。

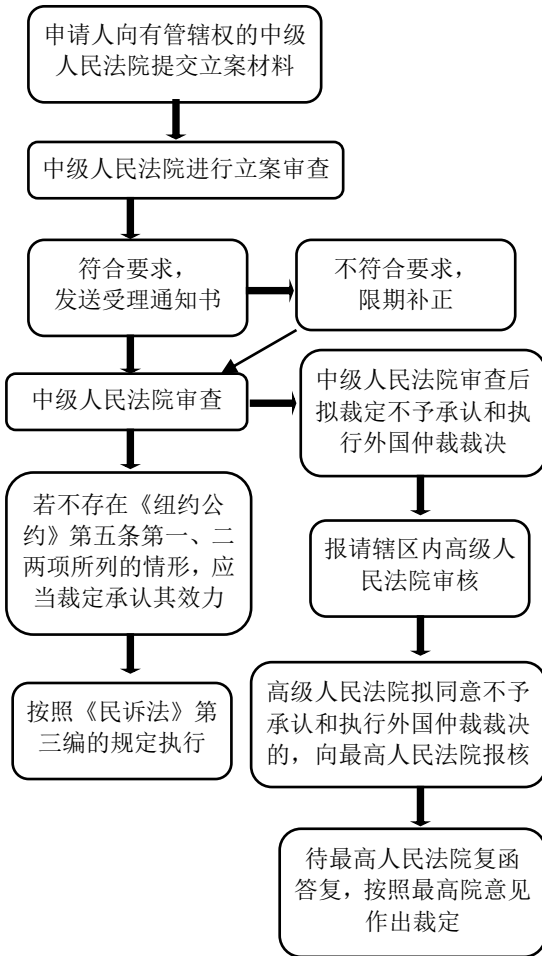
1. 外国仲裁判断の承認と執行を申立てる申立書。
2. 外国仲裁機構による仲裁判断の原本又はその正式な副本。
3. 仲裁条項を記載した当事者双方の書面による取り決めの原本又はその正式な副本。
4. その他、案件に関連する当事者双方の書面による取り決め、契約の約定、適用法律など。
5. 当事者の身分証明書類。
6. 代理人の委任状。

上述の関連する申立書類が中国国外で作成された場合、法院に提出する前に、所在国（外国企業又は組織の設立登録地の国、もしくは営業登録手続きを行った第三国）の公証機関による公証手続きを行う必要がある。これまでは、公証の他に、中国が当該国に駐在する大使館・領事館による認証、又は中国と当該国が締結した関係条約で規定された証明手続きを履行する必要があった。2023年11月7日から、「外国公文書の認証を不要とする条約」（「条約」という）が中国で発効したため、他の締約国の公文書を中国本土で使用する場合、条約に規定したアポストイーユ（Apostille）の手続きを行うだけでよく、当該国と中国が当該国に駐在する大使館・領事館による認証は不要となった。

（作者：里兆法律事務所 裴德宝、易志臻焱）



附件 1  
申请承认和执行外国仲裁裁决案件的裁审基本流程

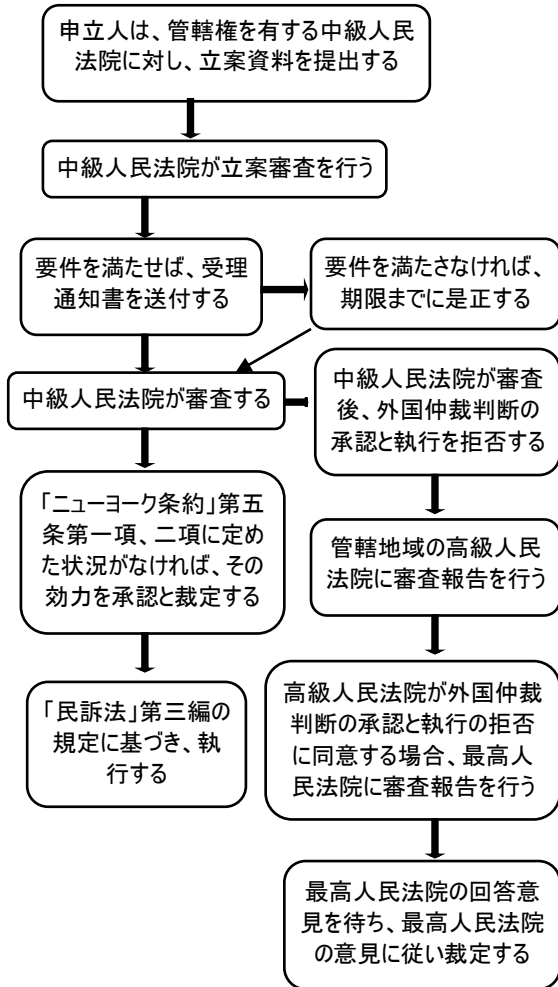


四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- [职员舞弊等合规案件的调查方法与应对建议](#)
- [依据新《公司法》、《外商投资法》等修改合资合同、公司章程](#)

別紙 1  
外国仲裁判断の承認と執行に関する案件の基本的な裁判手続きの流れ



四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- [従業員の不正行為などコンプライアンス案件の調査方法及び対応に関する助言](#)
- [新「会社法」、「外商投資法」等に基づく合併契約、会社定款の修正](#)